

令和3年度

民事事件担当裁判官等協議会

協議結果要旨

最高裁判所事務総局民事局

この資料は、令和4年1月から2月にかけて、東京（札幌高等裁判所と共催）、大阪（仙台高等裁判所と共催）、名古屋（広島高等裁判所と共催）及び福岡（高松高等裁判所と共催）の各高等裁判所において開催された民事事件担当裁判官等協議会の協議結果の要旨を取りまとめたものである。

目 次

協議事項 1 現在の民事訴訟をめぐる課題及びこれを踏まえた改善の方向性について	1
第 1 民事訴訟の利用者からの期待について	1
第 2 現在の民事訴訟の課題について	2
第 3 民事訴訟の審理運営の改善をもたらす効果等について	3
第 4 協議結果を踏まえ各庁において更に検討することが考えられる事項	4
協議事項 2 民事訴訟の審理運営の改善のための具体的な取組について	5
第 1 審理の早期の段階で事案を把握するための工夫について	5
1 訴え提起から第 1 回期日等までの工夫	5
2 争点・証拠整理の序盤の段階での工夫	7
第 2 審理の中盤で争点をめぐる主張・立証を整理していくための方策について	8
1 期日等の在り方	8
2 口頭議論の活性化	10
3 争点及び証拠の整理の経過の記録化	11
4 期日間準備の在り方	12
第 3 審理の終盤で主要な争点を確定し効果的な人証調べにつなげるための方策について	13
第 4 協議結果を踏まえ各庁において更に検討することが考えられる事項	14
協議事項 3 民事訴訟の審理運営の改善のための取組を共有するための方策について	15
第 1 裁判所内部での取組の共有方法について	15
第 2 弁護士会との連携・協働のための方法について	16
第 3 協議結果を踏まえ各庁において更に検討することが考えられる事項	17

協議事項1 現在の民事訴訟をめぐる課題及びこれを踏まえた改善の方向性について

(協議の趣旨及び概要)

協議事項1では、審理運営の改善についての各論的議論(協議事項2及び3)に先立って、現在の民事訴訟は、利用者(訴訟代理人だけでなく、その背後にいる当事者本人や、結果として訴訟という手段を選択しなかった潜在的な利用者も含む。)から紛争解決機関としての裁判所に向けられた期待に十分に応えられているか、そのことが審理運営の改善の必要性とどのように結び付くのか、手続を運営する裁判所にとってはどのような課題があり、審理運営の改善がどのような影響をもたらすのかについて議論がされた。

第1 民事訴訟の利用者からの期待について

民事訴訟の利用者は、裁判所に紛争解決機関としてどのような要素を期待していると考えられるか(迅速性、判断の説得性など)。

(迅速性について)

- 訴訟にかかる時間や費用が民事訴訟の利用を躊躇させる原因となっているのではないかとして、「日本の民事裁判制度についての意識調査」の結果を紹介しつつ、利用者は迅速な審理を期待しているのではないかとの意見が多かった。また、迅速というのは、事件に応じた合理的な期間内での解決を意味するのではないかという指摘があった。その上で、実際の紛争においては、当事者のニーズや重視する要素は様々であり、事件処理に当たっては、これを的確に把握し、裁判手続が国費によって運営されており、当事者の要望の全てに応えられるわけではないことを前提としつつ、事件ごとに適切な進行をすべきことについては異論がなかった。また、審理の計画を示すなどして、裁判がどのように進み、いつ終わるのかについて予測可能性を高めることが重要であるとの指摘がされた。

(審理判断の質について)

- 充実した審理・判断に関しては、裁判官が結論を導く上で判断すべき争点のうち、当事者が判断を求めている真の争点について、判決・和解を問わず、裁判官の判断がきちんと説得的に示され、納得のいく着地点を提供することが重要であることが確認された。

(迅速性と審理判断の質の関係について)

- 迅速性と審理・判断の質の関係については、審理を充実させることが迅速性につながっており、これらは矛盾するものではないという意見が大勢を占めた。すなわち、早期に紛争の実体を捉えて適切な争点を導き出

し、必要な部分に審理を集中させ、深化させることで、無駄がなくなり、審理・判断の質の向上のみならず、迅速な紛争解決にも資するとの意見が多かった。

(透明性について)

- 民事訴訟に期待される要素として、透明性を指摘する意見が多数あった。すなわち、行われている手続の内容やその後の見通し等について、当事者に分かりやすい審理運営が求められており、口頭議論やITツールの活用を通じて、これらが十分に伝わるようにすることが利用者の期待に応えることにつながるとの意見があった。

第2 現在の民事訴訟の課題について

第1で検討した期待を踏まえると、現在の民事訴訟の審理運営にはどのような課題があるのか。また、それはどのような要因によるものか。

(迅速性に関する課題及びその要因)

- 争点及び証拠の整理期間の長期化を指摘する意見が多く、その要因としては、例えば、争点整理の序盤においては、当事者に漫然と反論をさせて様子を見るなど、事案の全体像を把握し、争点を絞り込むことができていない場合があるとの指摘がされた。この点、序盤の段階では、特に事前交渉のない事案において、被告が十分な準備をできていないことがあるため、実質的答弁を待つことはやむを得ないのではないかと指摘もあったが、被告の準備・反論に真に必要な期間を吟味し、これを当事者双方と十分に認識を共有することで、争点整理の長期化を防ぐことが可能になるとの指摘もあった。

争点整理の中盤、終盤に関しては、弁護士の期日間準備に要する時間が長いことを指摘する意見があり、裁判所と代理人・当事者との間で争点整理によって到達すべき点が正しく共有されていないことが要因となっているとの意見があった。

- 証拠調べに関しては、争点及び証拠の整理の段階で、人証の必要性についての議論が不十分であり、必ずしも必要とはいえない人証であっても必要性を緩やかに認定して人証を採用することが審理期間の長期化につながっているとの指摘があった。
- 当事者にとっては、審理期間の長期化それ自体に加えて、終局の目途が立たず、結果として、審理期間に予測可能性がないことが課題であるとの指摘があった。

(充実した審理・判断に関する課題)

- 裁判所と代理人・当事者との間の認識共有が不十分であることを指摘する意見が多かった。

すなわち、裁判所はその意図を伝えたつもりになっていても、代理人・当事者には十分に伝わっていない場合がある一方で、代理人・当事者も不用意に述べた言葉が裁判所の心証に不当に影響しないかなどを危惧しているため、十分にその意図を裁判所に伝え切れていない場合があり、裁判所と代理人・当事者との間で十分に意思疎通が図れていないことが指摘された。また、認識共有のために調書に記録しても、代理人・当事者が閲覧しないこともあるため、調書の記載に加えて、Teams のメッセージ機能を活用するなどして、調書以外にも視覚的に共有できる手段を活用することが有益であることが指摘された。

第3 民事訴訟の審理運営の改善をもたらす効果等について

民事訴訟の審理運営の改善は、裁判所に期待される上記各要素との関係で、どのような意義と効果をもたらすものと考えられるか。裁判所にとってはどのようなメリットをもたらすか。

- 前提として、争点整理の対象となる「争点」は、多義的な概念であって、①争いのある主要事実を指す場合もあれば、②ある間接事実から争いのある主要事実が推認できるかなど事実認定を指す場合もあれば、③証拠評価を指す場合もあるので、議論や検討をする際には、このことを意識する必要があるとの指摘があった。
- 審理運営の改善が個別の事件処理にもたらす意義と効果に関しては、民事訴訟の利用者の期待に応える効果として、以下のとおりの意見が出された。
- ・ 早期に紛争の実体を捉えて適切な争点を導き出すことで、真の争点や事案の実相を捉えた争点整理が可能になる。これによりの確な心証形成が可能となり、裁判所の判断の説得力が向上する。
 - ・ 早期に大まかな主張立証計画を立てることができると、代理人は準備の計画を立てられ、当事者本人も尋問の計画を立てられてスムーズな進行に資する。
 - ・ 裁判所と代理人・当事者間のコミュニケーションを質的・量的に増加させることにより、代理人・当事者に的確な主張立証を促すことができ（代理人としても、裁判所から言われたと言え、当事者に伝えやすい）、ポイントに絞ったメリハリのある審理をすることが可能となる。これは、迅速化に資するとともに、当事者にとっても結論の予測可能性

が高まる。

- 裁判所にもたらす意義・効果を指摘するものとして、迅速に処理すべき事件を迅速に処理することで、複雑困難な事件により一層注力することができるようになるなど、手持ち事件全体を、メリハリを付けて進めることができるようになるという意見があった。また、これにより、全体としての審理の質が高まるという好循環ができ、ひいては裁判所の紛争解決機能に対する信頼が高まるという意見もあった。

第4 協議結果を踏まえ各庁において更に検討することが考えられる事項

- 自らの審理運営を利用者の視点に立って振り返る機会を持つことができるか。
- 「争点」概念の多義性を意識した上で、争点・証拠整理のどの段階で、どの順序で何を審理すべきか。
- それぞれの紛争に応じた紛争解決までの期間のレンジ(幅)を見極めて、そのレンジ内で示されるべき判断の質を意識した審理を行うことができるか(このようなレンジはどのように見極めるか。レンジ内で示されるべき判断の質とはどのようなものか)。
- ITツールの活用は、審理運営の改善にどのように役立っているか(どのように役立てるべきか)。

協議事項 2 民事訴訟の審理運営の改善のための具体的な取組について

(協議の趣旨及び概要)

協議事項 2 では、争点・証拠整理の目的を踏まえた上で、手続段階ごとに各論的な取組等について議論がされた。また、単に個別の工夫例が議論されただけでなく、協議事項 1 で議論された現在の民事訴訟における課題やそれを踏まえた改善の方向性との関係も意識し、①個別の取組をする目的、②単発の工夫例ではなく、複数の工夫例同士を組み合わせることによってどのようなプラクティスが可能となるのか、同様の目的のために考えられる方策についても議論がされた。その結果、できる限り早期の段階で事案の内容や審理の方向性を見極めるために有効な方策や、争点・証拠整理のプロセスを可視化し当事者の準備や認識の共有を確実にするために効果的な方策等について、期日指定の在り方や IT ツールの活用も含めて多数の取組例・工夫例が紹介され、目的意識を持って運用改善が進みつつあることがうかがわれた。

(争点・証拠整理の目的 (協議事項 2 の議論の前提))

議論の前提として、争点・証拠整理の目的について、争点・証拠整理とは、判決を見据えて、訴訟物を明確化し、主要事実並びに争いのある主要事実に係る間接事実及び補助事実を明らかにし、これらのうち結論を決することとなる重要な争点につき当事者と認識共有した上で、重要な証拠 (人証) について、集中的な証拠調べをして、紛争の実相に沿った適切かつ迅速な解決につなげることであるといった意見や、早期に重要な争点を明確化して当事者と共通認識を持つことにより、訴訟の遅延や不意打ちを防ぐことができ、和解を見据えることも可能となるといった意見が出された。

要するに、争点・証拠整理は、単に当事者が争っている点を明らかにするものではなく、判決等による紛争の適正・迅速な解決を目指して、要件事実等や証拠を意識しつつ判断に必要な点を明確にするプロセスであるということで、意見が一致した。

第 1 審理の早期の段階で事案を把握するための工夫について

【取組の目的】

審理の序盤の段階においては、①可能な限り早期に事案を把握する、②争点・証拠整理の要否、各争点の重み付けなどの振り分けを行う、③不要な主張、立証の提出 (拡散) を防止することが重要であることが確認された。その上で、これらの目的を実現させる取組として、以下のような工夫例が紹介された。

1 訴え提起から第 1 回期日等までの工夫

(訴状審査について)

- 訴状に関しては、訴訟物、要件事実を踏まえた記載となっていないものが散見され、これが審理の早期の段階からの事案の把握を妨げているとの指摘があった。これに対しては、裁判所から弁護士(会)に対し、どのような記載を求めているか(主要事実と間接事実を分ける、認否しやすいよう細かく項目を立てるなど)を文書等で伝えるなどの工夫例が紹介されたほか、訴状のチェックシートの作成・交付を検討しているとの工夫例も紹介された。

その上で、前記【取組の目的】を踏まえて、求めるべき訴状の記載を事案に応じて検討することが望ましいとの指摘があった。

- 訴状審査を迅速に行うためには、訴状審査の目的や、どこまで確認するかを書記官との間で共有し、書記官が時間をかけすぎないように指示しているという工夫例が紹介された。また、訴状の内容にわたる点を補正させる場合には、手続の透明性の観点から、どのような補正がされるか、被告が認識できる状況の下でやりとりするべきであるとの意見もあった。さらに、細かな補正を行うよりも、早期に実質的な協議を行う第1回期日等を指定して争点・証拠整理を行う方が、前記【取組の目的】に合致する事案もあるとの意見もあった。

(訴え提起段階での参考事項の聴取等)

- 訴え提起段階では、早期に実質的な争点・証拠整理を行えるようにするために、主として書記官を通じて、口頭又は書面により、原告側に加えて、委任状が提出された後などには被告側の代理人からも、以下のような点について聴取しているという工夫例が多数紹介された。また、複数の庁からは、弁護士会との協議会等で趣旨を説明して照会事項回答書の提出を呼び掛けるとともに、聴取事項を適切なものに変更することで、提出率が向上したことが紹介された。
 - ① 事前交渉の有無、事前交渉があった場合にはどのような理由で交渉が決裂したか
 - ② 予想される争点
 - ③ 和解希望の有無
 - ④ 第1回期日等の日程調整や、ウェブ会議の利用希望
- このような取組によって、前記【取組の目的】である事案の早期把握や、各争点の重み付けなどの振り分け、早期の和解成立に大きく寄与しているという意見が大勢であった。

2 争点・証拠整理の序盤の段階での工夫

- 争点・証拠整理の序盤の段階での工夫に関しては、特に双方に代理人がついている事案において、早期に実質的な審理に入るため、第1回口頭弁論期日を取り消して、ウェブ会議等により、裁判所と当事者双方で早期に実質的な協議を行っているという工夫例が多数の庁から紹介された。

口頭弁論ではなくウェブ会議等により、第1回期日等(弁論準備期日、書面による準備手続における協議等によるもの。以下同じ。)から実質的な協議を行うことで、フランクに協議をしやすい上に、柔軟な軌道修正を図ることができるため、事案を把握した上で要件事実を整理することができ、結果として、争点の拡散を防ぎ、迅速化につなげることができることが指摘された。

(第1回期日等の意義、持ち方の工夫)

- 第1回期日等で訴訟の方向性等の実質的協議を行う対象事件については、双方に代理人がついた事件で実施しているという意見が多く、全件で実施しているという意見もあったが、不貞による慰謝料請求事件や過払金返還請求事件のようにシンプルな事案では、あえて協議の場を設ける必要はなく、メリハリをつけて実施すべきという意見もあった。
- 第1回期日等のタイミングについては、実質的な認否・主張が記載された答弁書が出てから行うという意見が多かったものの、例えば、訴状の内容が釈明しないと答弁できない事案、事前交渉により争点も明らかになっている事案などは、答弁書の提出前に実施するという意見や、交通事故のような典型的な事件では、実質的な答弁書に対する再反論の準備書面が出された段階で実施するという意見もあった。
- 第1回期日等を充実させるためには、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえて、単に出頭しなくてよくなっただけでありと誤解されないよう、そもそも、第1回口頭弁論期日を取り消して、第1回期日等を設ける目的(早期に実質的な審理に入る)について、当事者と認識を共有しなければならないという指摘が多数あった。

また、事前に釈明を求める点やアジェンダをまとめたメモを送付するという工夫例や、前記1の情報収集等の際に、第1回期日等に向けて、第1回期日等の趣旨や裁判所が何を聴きたいのか(紛争の概要、背景事情、主張立証の方針、和解も含めた進行の方針等)を、口頭又は書面で伝えているという工夫例も紹介された。

- そのほか、事前交渉がなく、被告代理人が十分に事案を把握できていな

いような事案では、第1回期日等に当事者本人を同行させ、直接話を聴くという工夫例も紹介された。もっとも、当事者本人から話を聴くと、主張が際限なく広がるという指摘もあり、前記【取組の目的】のうち、可能な限り早期に事案を把握するという目的だけでなく、不要な主張、立証の提出（拡散）を防止するという目的も意識すべきであることが指摘された。

（第1回期日等での協議内容）

- 第1回期日等での協議事項としては、事前交渉の有無、予想される争点等について聴取するほか、紛争の概要や背景事情を聴取する、解決に向けた意向を確認する、主張立証の方針を確認して、書証や送付嘱託申立ての早期提出を促す、双方が早期和解を希望していることが当事者に対する照会によって判明している事案では、速やかに和解協議をし、早期に和解が成立することもあるとの事例が紹介された。

また、この段階で、暫定的に争点を確認するとともに、その後の進行予定を設定することで、当事者の主張立証と当該争点との関係や、争点・証拠整理が予定どおり進んでいるかを確認できるようになり、前記【取組の目的】に沿う成果が得られるとの指摘がされた。

第2 審理の中盤で争点をめぐる主張・立証を整理していくための方策について

【取組の目的】

審理の中盤の段階においては、①争点の取捨選択、重み付けについて、証拠にも照らして、裁判所と当事者双方との間で認識を共有する（議論の拡散の防止）、②進行状況を可視化し、審理が手戻りすることを防止する、③絞り込まれた争点（軽重が付けられた争点）について、必要な主張立証がどのようなものか整理してかみ合わせる事が重要であることが確認された。その上で、これらの目的を実現させる取組として、以下のような工夫例が紹介された。

1 期日等の在り方

- 審理の中盤での期日等の在り方に関しては、ウェブ会議の普及に伴い、期日等の入れ方が変化したという意見が多く、漫然と約1か月に1回、期日等を指定するのではなく、そもそも期日等を設けるかどうか、設けるとして、どのような形態で実施するかについて、当該期日等の獲得目標はどのようなものかなど、期日等を開く意義について考えた上で、期日等を指定するようになったとの意見もあり、期日等を入れない争点・証拠整理の進め方も複数の庁から紹介された。

(期日等の間隔)

- フェーズ1の運用が開始された結果、ウェブ会議の際には代理人の出頭の負担が軽減されたため、期日等が入れやすくなったという意見が多数あった。そのことを前提に、期日等の指定の仕方については、期日等を設ける目的を踏まえて、事案によっては、2週間に1回程度等、小刻みに期日等を入れているという例、一方当事者の準備ごとに期日等を入れるのではなく、各当事者の準備が一往復してから期日等を入れる例も紹介された。後者の場合には、先に準備をすることになっている当事者が期限どおりに書面を提出しなかった場合、当該書面を前提に書面を提出する予定の相手方の準備ができなくなるため、書面の提出管理を厳格に行う必要があるとの意見が出された。また、序盤の方向性協議等により、進行イメージができている事件については、複数の期日等をまとめて指定する例も紹介された。

(期日等によらない審理方法)

- 事案によっては、必ずしも期日等を設ける必要がない事件があるとの実例が紹介され、例えば、交通事件等進行の見通しの立てやすい事件において、期日等を入れずに、書面の提出期限を管理して、メッセージ機能等を用いて審理を進める例（さらには、一度も期日等を開くことなく、裁定和解で終局する例）が紹介された。これにより、予定よりも早く書面が提出されることがあるなど効率的な審理を進めることができ、終局までにかかる時間が短くなるとの意見があった。これについて、代理人の協力が得られるかという指摘もあったが、裁判所が事案に応じて適切と考えられる審理方法であることを伝えた上で取組を継続すると、徐々に代理人の理解も進んだとの意見が出された。

(期日等の形態)

- 期日等の種別に関しては、弁論準備、書面による準備手続等によらず、事実上の打合せを活用する例が紹介された。また、代理人が多数選任されているために期日等の日程調整が難しい事件においては、メッセージ機能やメモを用いて事実上の打合せを活用する例が紹介された。
- 期日等を対面で行うかウェブ会議で行うかについては、当事者の希望も考慮しつつ、①まとまった時間を取って集中的に口頭議論を行う場合（期日に特別感を持たせる場合）、②図面等を参照しながら協議する場合、③書証の原本を確認する場合、④当事者本人を交えて踏み込んだ和解協議をする場合等に対面で期日等を行うという意見があった。

2 口頭議論の活性化

(口頭議論の意義)

- 口頭議論は、単に口頭で議論すれば良いというものではなく、訴訟物、要件事実を踏まえて、主張及び証拠を整理し、当事者と裁判所の間で認識を共有するために行うものであるという点に異論はなく、そのためには、裁判所が、暫定的な心証開示等を通じて問題意識を示すこと（その際には、自らの意図を分かりやすく説明すること）が重要である点にも異論はなかった。その結果として、前記【取組の目的】が実現され、当事者にとって不意打ちとなる判断がされることを防ぐとともに、中心的な争点に当事者の主張を集中させ（代理人からも、中心となる主張がどの点にあると考えているのかを聴取することができる。）、メリハリのある審理が可能となることから、迅速な審理も可能となることが確認された。

(口頭議論を行う上での課題)

- 争点・証拠整理において口頭議論の活性化や争点の絞り込みが重要であることについては裁判官の間で認識が一致するものの、口頭議論をどの段階でどのような形で行うのか、釈明権の行使や争点の絞り込みをどのような方法でどの程度行うのかといった具体的な審理の在り方については、裁判官の間で必ずしも理解や認識が一致しておらず、裁判官によってかなりのばらつきがあるとの指摘があった。
- 裁判所は当事者に伝えたつもりになっているが、当事者にはその意図が伝わっていないことがある点は、従前から指摘されており、裁判所の意図が明確に伝わるように工夫する必要があるという意見や、口頭議論の結果を記録化し、裁判所・当事者との間の認識を明示的に共有する必要があるという意見があった。
- 口頭議論の際に暫定的心証を開示した結果、不利な心証を開示された当事者が新たな主張立証を展開することが懸念される旨の指摘はあったが、これに対しては、むしろ当事者への不意打ちや不全感を防ぐためにも、真に紛争解決のために必要な主張立証は尽くさせるべきであるとの指摘があった。

(口頭議論の内容等)

- 口頭議論の内容については、以下のような意見が出された。
 - ・ 単に当事者が争っている点を議論するのではなく、裁判官が考えている判断の枠組みや要件事実を踏まえた争点の確認を行うべきである。

- ・ 主張と証拠の対比関係の確認を行うべきである。 そうすると、おのずと争点の重み付けが分かるはずである。特に、多数の事実が主張される事案（パワハラによる慰謝料が問題となる事案、解雇事由の有無が問題となる事案等）では、このような重み付けは重要である。
- ・ 書証の評価について議論すべきである。 すなわち、代理人は提出された書証で立証は十分だと思っけていても、裁判所は当該書証での立証は不十分であると考えている場合があり、そのような場合には、口頭議論することで、必要な立証が補充されたりすることもある。

(口頭議論を活性化させるための工夫)

- 口頭議論を活性化させるための工夫に関して、釈明を求める事項を記載したメモや主張整理メモを、期日の前に Teams にアップロードするなどして共有しているという工夫例が多数紹介された。これにより、事前に代理人から当事者に確認しておいてもらうことで、期日における議論が空転することを防げるというメリットがあるとの指摘がされた。
- 争点整理案やブロックダイアグラム、主張整理表等の一覧表を Teams でファイル共有（事案によっては画面を共有）し、主張の位置付け等を意識しながら議論した例が紹介された。もっとも、争点整理案、一覧表等の作成に当たっては、作成が自己目的化することのないように、事案に応じて作成の目的（口頭議論の活性化、主張の整理、判決書への添付等）を意識して作成すべきであるという点については、異論がなかった。
- ノンコミットメントルールについては、争点を絞り込む段階では適用できないという意見もあったが、その有用性自体には異論はなかった。特に争点・証拠整理の序盤の段階で事案の全体像をつかむ場合、想定される反論を確認する場合などで有用であるとの意見が出された。

また、ノンコミットメントルールの具体的な内容（期日で発言した内容は当事者の了解なく調書には記載しない、後に発言を訂正することは可能、相手方は訂正された発言を自己に有利に援用しない等）を改めて説明することが有用である旨の指摘がされた。

3 争点及び証拠の整理の経過の記録化

- 争点及び証拠の整理の経過の記録化の在り方に関しては、記録化により認識が共有されるというメリットが確認された上で、様々な記録化の方法について議論がされた。特に、Teams を使用する方法については、各機能の特徴等を踏まえて様々な取組がされていることが紹介された。

(争点及び証拠の整理の経過の記録化のメリット)

- 争点及び証拠の整理の経過の記録化のメリットとして、裁判所と代理人との間で明確に言語化(視覚化)された形で認識の共有を図ることができることが確認された。具体的には、①口頭で確認した内容を、ファイル共有やメッセージ機能等を用いて記録化することにより、代理人にもその内容が確実に伝わる点、②裁判所と代理人との間で認識の齟齬が存在する場合であっても、期日等の場で即時に文書化したものを相互に確認することで容易にこれを修正できる点、③裁判所・代理人共に、次回期日の準備等をする際に、記憶喚起が容易になるという点が挙げられた。

(記録化の方法)

- 争点及び証拠の整理の経過の記録化の方法について、次のような議論がされた。

① 争点及び証拠の整理の経過を調書等に記載する方法

争点及び証拠の整理の経過を調書や期日経過表に記載することは、争点整理の終盤に、審理の手戻りを防ぐためや上訴審が審理の経過を理解するために有用であるとの指摘がされた。代理人が調書を閲覧しない場合であっても認識を共有するべく、ファックスで調書の内容を送信する例が紹介された。

② Teams を使用した記録化の方法等

Teams のメッセージ機能やメモ機能等を使用して記録化することで、前記①と同様の効果を得ている例が多く紹介された。こうした方法は、当事者が、調書に記載することに消極的な事項であっても、メモ等であれば応じてもらえることが多いが、メモにとどめる事項と調書に記載する事項を明確に区別することも重要であるとの意見があった。

- 書記官が事前に記録を検討し、裁判官とも打ち合わせた上で、期日に立ち会い、口頭議論の結果や次回期日等に向けた準備事項を期日内にまとめる取組も紹介された。この取組により、裁判官が口頭議論に集中でき、即時に代理人との間で認識の齟齬を修正できるなどの意見があった。他方で、このような取組を行うことが前記【取組の目的】に合致するかどうかは、事案ごと、期日ごとに、費用対効果(書記官の負担が過度とならないか)も含めて適切に見極める必要があるとの指摘もあった。

4 期日間準備の在り方

- 期日間準備の在り方に関しては、書面の提出期限が守られないことに対して、準備事項や提出期限を分かりやすく示すなどの工夫例が多く紹介された。

(書面の提出管理)

- 書面の提出管理のための工夫として、Teams のファイル共有やメッセージ機能等を使って、準備事項の内容や提出期限が見える形で示すという例が紹介された。これにより、準備事項が確実に共有されるため、書記官は書面の提出管理をしやすくなり、代理人からも、提出期限までに、的確な書面が提出されることが多くなったとの実情が紹介された。
- 他にも、提出期限を定める際に、提出曜日を庁内で統一する、日付だけでなく時間まで指定する等の工夫例が紹介されたほか、催促に関しては、相手方代理人にも分かる形で催促する、Teams、電話、ファックス等複数の方法で催促する、提出期限前から連絡するなどの工夫例が紹介された。

第3 審理の終盤で主要な争点を確定し効果的な人証調べにつなげるための方策について

【取組の目的】

審理の終盤の段階においては、①ポイントを絞った効率的な証拠調べを実施すること、②不意打ち判決を防止することが重要であることが確認された。その上で、これらの目的を実現させる取組として、以下のような工夫例が紹介された。

(争点・証拠整理の結果の確認)

- 争点・証拠整理の終盤、人証調べに入る前までの段階で、争点(証拠調べによって証明すべき事実)を裁判所と代理人・当事者との間で確認した上で、調書に記録化することが有益であることに異論はなかった。なお、単純な事件では、あえて調書に記載しないこともある旨の指摘もあったが、そのような事案であっても、裁判所と当事者との間で認識を共有するために、当事者との間で簡潔に争点を確認した上で、Teams のメモ機能等を活用するなどして視覚化すべきであることが確認された。

(争点・証拠整理の結果の記録化の工夫)

- 争点整理案、争点確認メモ等を調書に添付しているという例が紹介され、合議事件を中心として活用されているという意見があった。その上で、どのような内容を記録化すべきかは、事案に応じて、当事者とも認識を共有した上で、適切に選択する必要があるとの意見があった。

第4 協議結果を踏まえ各庁において更に検討することが考えられる事項

- 実際の事件処理において、審理運営上の各取組・工夫例（前記第1ないし第3）を実践してみた結果、争点・証拠整理の目的や手続段階ごとの【取組の目的】に照らして、意義や効果を実感できるか。
- 各取組・工夫例の意義及び効果を検証する方法としてどのようなことが考えられるか。
- そのような検証を踏まえて、各取組・工夫例をどのように改善すべきか。上記【取組の目的】を達成するため、民事訴訟法・民事訴訟規則の諸規定やITツールの活用も含め、他にどのような方策が考えられるか。

協議事項3 民事訴訟の審理運営の改善のための取組を共有するための方策について

(協議の趣旨及び概要)

協議事項3では、各裁判官が具体的な取組のためのヒントを獲得し、そのような取組を実践し、定着させていくためには、裁判所内部（庁内、本庁・支部間、他の庁との間）での情報共有や弁護士会の理解と協力は不可欠であるとの前提の下、審理運営の改善のための取組の情報や成果を全庁的に共有し、実践するための方法や弁護士会との連携や協働を実効的に行うための方策について、各庁の具体的な実践例、失敗例、工夫例に基づいて議論がされた。

第1 裁判所内部での取組の共有方法について

裁判所内部（庁内、支部、他庁）での取組の共有方法（裁判官同士、裁判官・書記官）として、どのようなものがあるか。

(庁内での取組の共有方法)

- 庁内では、部内での議論のみならず、様々な場において、民事訴訟の審理運営の改善のための取組を共有するための方策が議論されていることが確認された。例えば、大規模庁では、部をまたいで部総括クラス、右陪席クラス、左陪席クラス、あるいはこれらを組み合わせたグループで議論されていることが紹介された。また、当事者の了承を得た上で、他の裁判官が行う争点及び証拠の整理手続を傍聴する取組についても紹介された。
- 庁内での取組に関しては、小規模庁と大規模庁ではそれぞれ事情が異なることから、それぞれの実情に応じて、取組の共有方法を検討することが重要であるとの指摘があった。

(支部も含めた取組の共有方法)

- 支部も含めた取組の共有方法として、本庁と支部を交えてPTを組織するなどし、テレビ会議又はウェブ会議で定期的に意見交換を行うとの例が多数の庁から紹介された。また、本庁の裁判官が、支部の職員に対して、Teamsの操作の実演をするなどして、今後の支部へのTeamsの展開の準備をしているとの例が多く紹介された。

(他庁も含めた取組の共有方法)

- 高裁管内の地裁、近接する地域の地裁のみならず、遠隔地の同規模の地裁同士など様々なグループで議論がされていることが紹介された。その際、大規模庁で取りまとめたものを小規模庁で参照しているという意

見のほか、同規模の他庁の取組を参考にすることが有益であるとの意見があった。

(書記官との協働)

- 庁内、支部又は他庁も含めた取組の共有方法については、裁判官だけでなく書記官も交えて、あるいは書記官同士でPT、WG、勉強会等を組織し、審理運営の改善に取り組んでいる例も紹介された。実際の争点整理手続の改善のためには、書記官との協働が不可欠であるとの点については異論がなく、具体的には、訴状審査、争点・証拠整理、和解、判決点検の各段階において、立会いの在り方や記録化の方法等も含めて、書記官としての職責を果たすためにどのような事務を行うべきか等が検討されているとの例が紹介された。また、首席書記官や次席書記官から庁内の全書記官に対して、取組の概要を説明するとともに、裁判官からも働き掛けを行うことで、意識改革を図っているという例も紹介された。

(今後の課題)

- 裁判官及び書記官のいずれについても、審理運営の改善の取組に関して温度差があり、その要因として、これまでに確立してきたスタイルを維持しがちであることや、多忙のため新しい取組を行う余裕がないことが指摘された。これに対しては、審理運営の改善は、民事訴訟の利用者のみならず、裁判官や書記官自身にもメリットがあるところ、今なぜ審理運営の改善が必要なのかについて分かりやすく議論を行い、裁判所全体の取組として進めていくべきことが確認された。

第2 弁護士会との連携・協働のための方法について

審理運営の改善のための取組に関し、弁護士会と連携・協働するための方法として、どのようなものがあるか。

(弁護士会との取組の共有方法)

- 裁判所と弁護士会との間では、定期的に協議会のほか、意見交換会、勉強会を行い、率直な意見交換をしているという意見が多く、右陪席や若手弁護士を中心に柔軟なテーマを設定して意見交換しているという例も複数見られた。また、弁護士会の研修に裁判官や書記官が講師として参加し、裁判所の取組を紹介しているという例もあった。

- 具体的な協議事項としては、審理運営改善上の課題やプラクティスについて議論をするほか、模擬の口頭議論を実演して意見交換する、一覧表の活用方法を紹介するなどの取組が紹介された。
- 裁判所と弁護士会との意見交換会でやりとりされた内容を、意見交換会等に参加していない弁護士に対してどのように還元するかが課題であるという意見があった。これに対しては、小規模の意見交換会等で議論した上で、より大きい協議会等の中で周知する、弁護士会の会報に記事を掲載してもらう、弁護士会とのシンポジウムを開催するなど様々な方法により、浸透を図っている例が紹介された。

(弁護士会の反応)

- 弁護士会は、IT化も含めて、裁判所の審理運営改善の取組におおむね協力的であるという意見が多かった。特に、アジェンダメモの事前送付や、準備事項をメッセージ機能等を使って提示する取組は、弁護士会から好評であったという指摘が複数あった。他方、弁護士によっては、審理が長期化していることに関する問題意識や、審理運営の改善の必要性を強く感じていないことがあるとの指摘があったが、そのような場合には、裁判には時間がかかることを所与の前提とすることなく、審理運営の改善のための取組を粘り強く進めていくべきことが確認された。

第3 協議結果を踏まえ各庁において更に検討することが考えられる事項

- 審理運営の改善のための取組・工夫について、部の裁判官、書記官等を挙げてより一層積極的に議論していくための機会をどのように増やしていくか。
- 部を越えて、取組を共有する方法として、所属庁の規模等に照らして最適と考えられるのはどのようなものか。
- 取組・工夫例の組織的共有に当たって、ITツールをどのようにして効果的に活用することができるか。
- 弁護士会とより一層連携・協働していくための工夫等としてどのようなものが考えられるか。

令和3年度

民事事件担当裁判官等協議会

協議結果要旨【資料編】

最高裁判所事務総局民事局

資 料 目 録

- 資料 1 令和 3 年度民事事件担当裁判官等協議会 論点事項
- 資料 2 令和 3 年度民事事件担当裁判官等協議会 統計資料
- 資料 3 過去の協議会等の協議結果中の協議事項関連部分

**令和3年度民事事件担当裁判官等協議会
論点事項**

※ かつこ内は、各事項に係る協議時間の目安を示したものである。

協議事項1 現在の民事訴訟をめぐる課題及びこれを踏まえた改善の方向性について（60分）

第1 民事訴訟の利用者からの期待について

- 民事訴訟の利用者は、裁判所に紛争解決機関としてどのような要素を期待していると考えられるか（迅速性、判断の説得性など）。

第2 現在の民事訴訟の課題について

- 第1で検討した期待を踏まえると、現在の民事訴訟の審理運営にはどのような課題があるのか。また、それはどのような要因によるものか。

第3 民事訴訟の審理運営の改善をもたらす効果等について

- 民事訴訟の審理運営の改善は、裁判所に期待される上記各要素との関係で、どのような意義と効果をもたらすものと考えられるか。裁判所にとってはどのようなメリットをもたらすか。

協議事項2 民事訴訟の審理運営の改善のための具体的な取組について（180分）

第1 審理の早期の段階で事案を把握するための工夫について（60分）

- 1 訴え提起から第1回期日等までの工夫
- 2 争点整理の序盤の段階での工夫

第2 審理の中盤で争点をめぐる主張・立証を整理していくための方策について（100分）

- 1 期日等の在り方
- 2 口頭議論の活性化
- 3 争点及び証拠の整理の経過の記録化
- 4 期日間準備の在り方

第3 審理の終盤で主要な争点を確定し効果的な人証調べにつなげるための方策について（20分）

- 争点及び証拠の整理の結果の記録化

協議事項3 民事訴訟の審理運営の改善のための取組を共有するための方策に

ついて(60分)

第1 裁判所内部での取組の共有方法について

- 裁判所内部(庁内, 支部, 他庁)での取組の共有方法(裁判官同士, 裁判官・書記官)として, どのようなものがあるか。

第2 弁護士会との連携・協働のための方法について

- 審理運営の改善のための取組に関し, 弁護士会と連携・協働するための方法として, どのようなものがあるか。

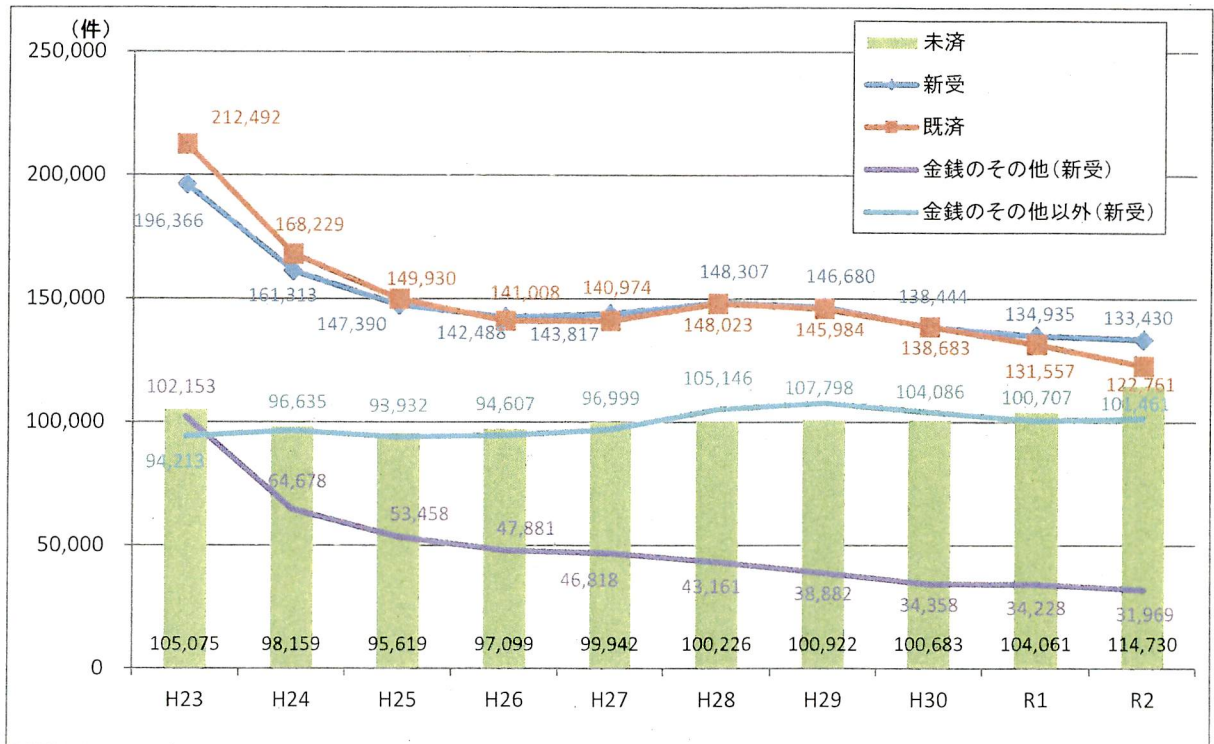
以上

令和3年度民事事件担当裁判官等協議会

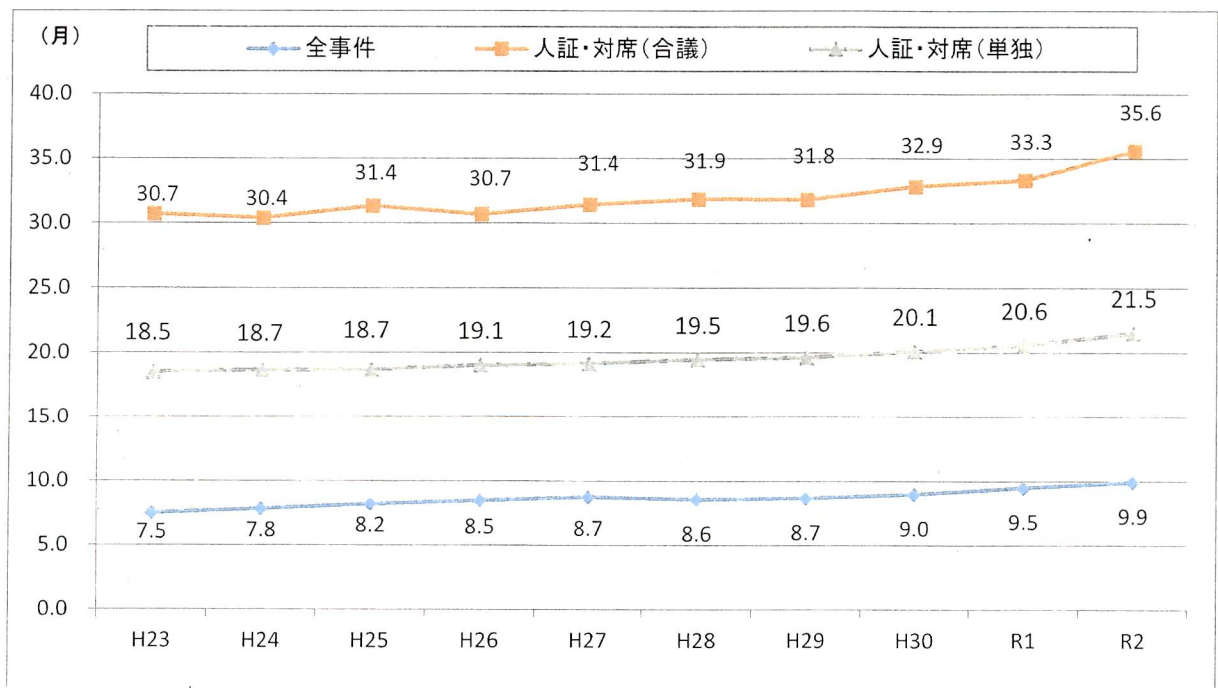
統計資料

① 新受, 未済, 既済の各件数の推移 (ワ号事件)	1
② 既済事件の平均審理期間の推移 (ワ号事件)	1
③ 未済事件の件数と平均係属期間の推移 (ワ号事件)	2
④ 係属期間が2年を超える長期未済事件の件数及び割合の推移 (ワ号事件)	2
⑤ 手続段階別平均期間の推移 (人証調べを実施して対席判決で終局したワ号事件)	3
⑥ 平均期日回数及び平均期日間隔の推移 (人証調べを実施して対席判決で終局したワ号事件)	3
⑦ 終局区分別の事件割合の推移 (ワ号事件)	4
⑧ 和解率等の推移 (争点整理手続実施別・人証調べ実施別 (ワ号事件))	4
⑨ 控訴提起件数及び控訴率 (ワ号事件) 並びに取消・変更率 (ネ号事件) の推移	5
⑩ 未済事件の合議件数及び合議率の推移 (ワ号事件)	5
⑪ 既済事件の合議件数及び合議率の推移 (ワ号事件)	6
⑫ 合議・単独別の既済件数並びに審理期間2年超及び3年超の合議率の推移 (ワ号事件)	6

① 新受, 未済, 既済の各件数の推移 (ワ号事件)

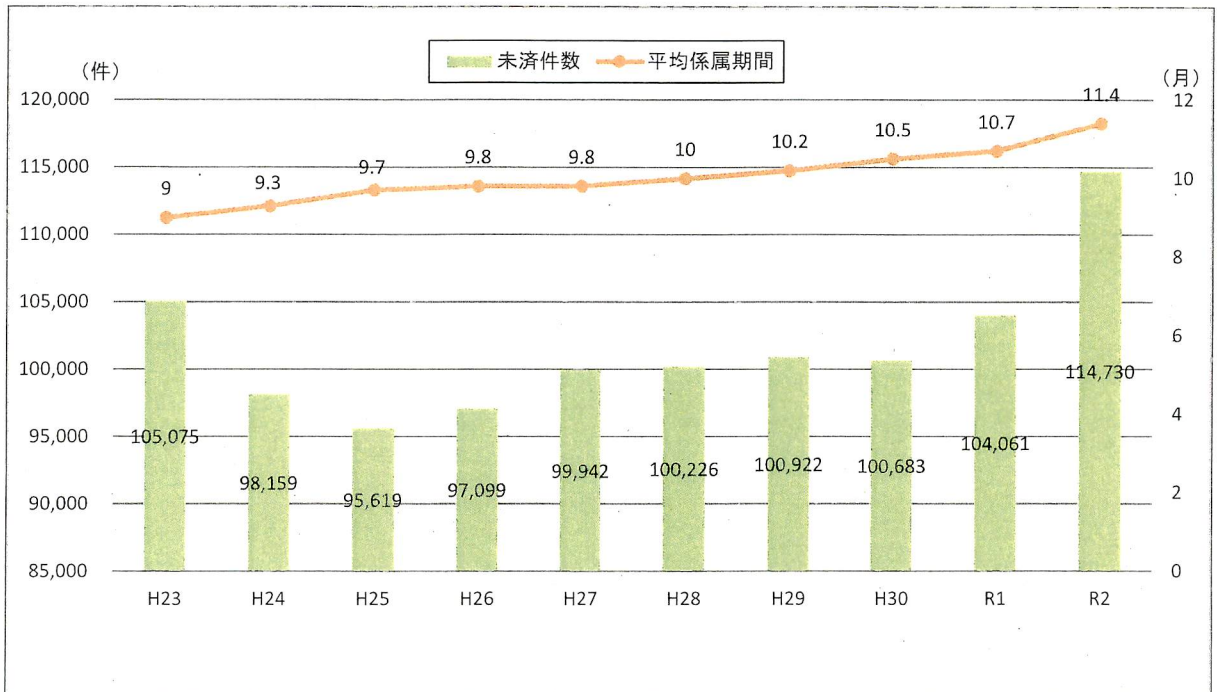


② 既済事件の平均審理期間¹の推移 (ワ号事件)

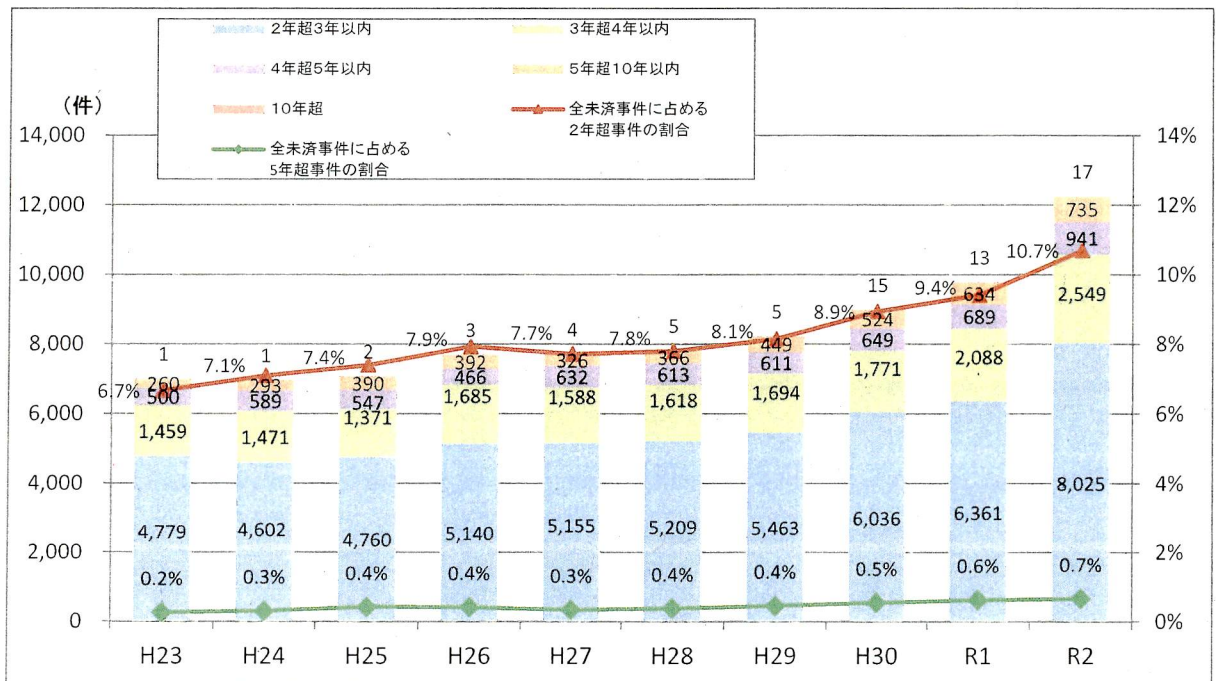


¹ 審理期間については、審理期間代表値を用いている。

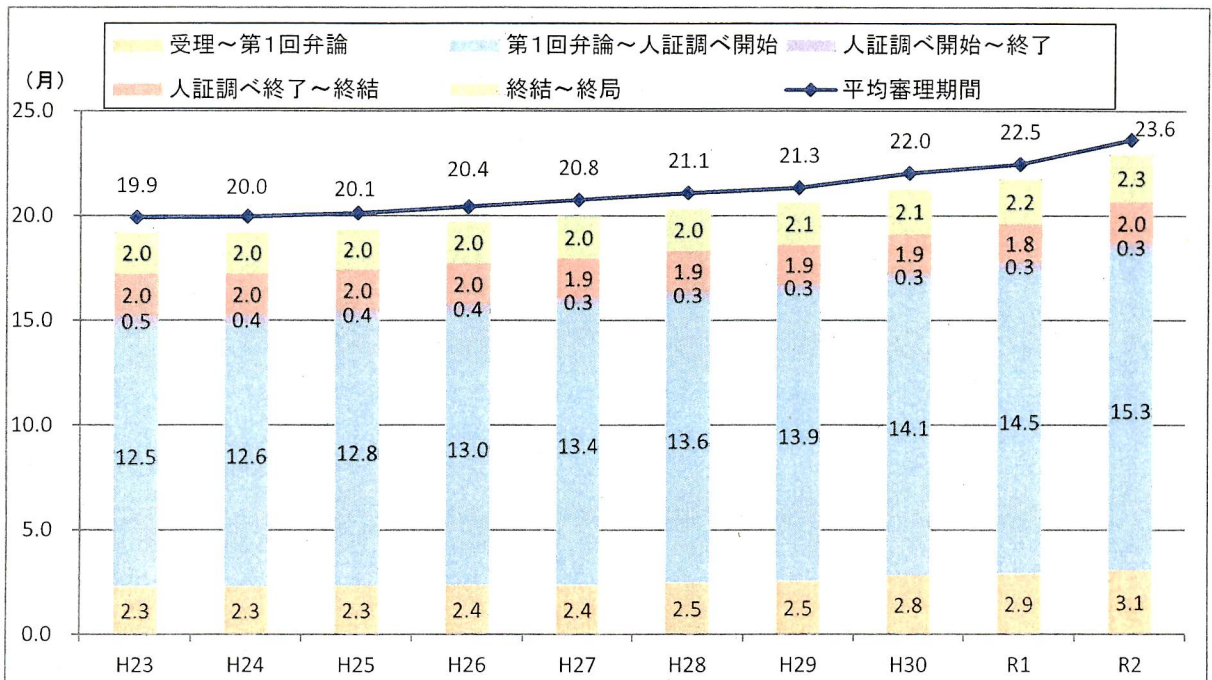
③ 未済事件の件数と平均係属期間の推移 (ワ号事件)



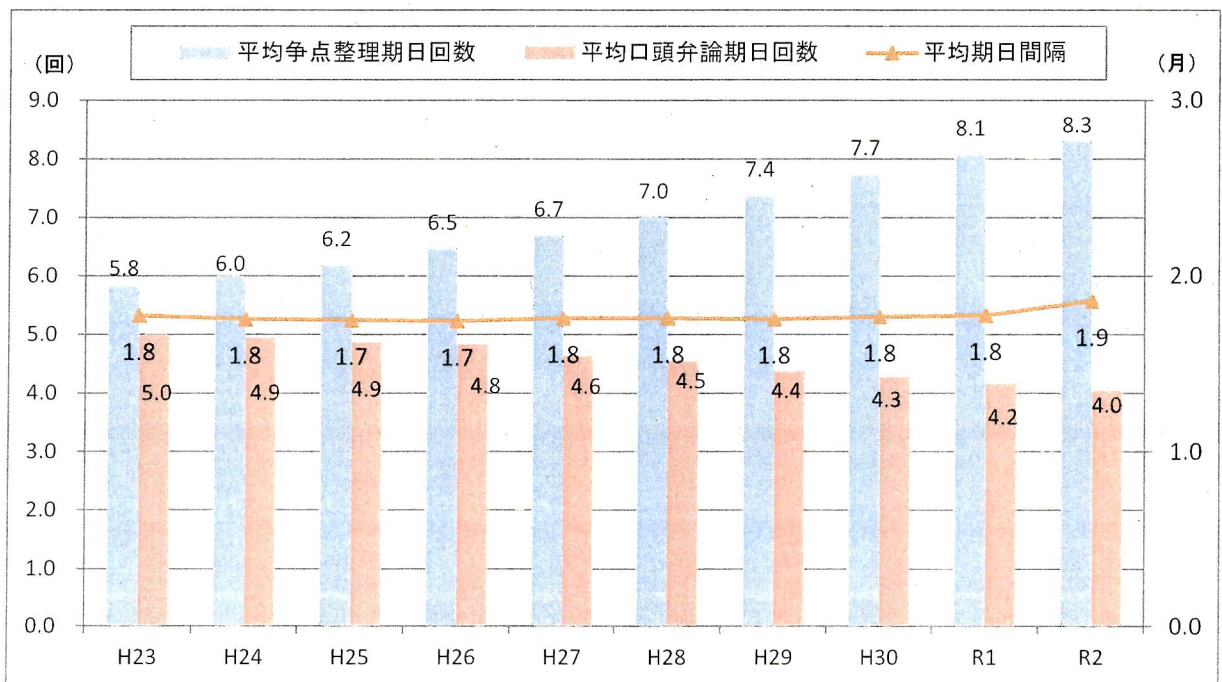
④ 係属期間が2年を超える長期未済事件の件数及び割合の推移 (ワ号事件)



⑤ 手続段階別平均期間²の推移 (人証調べを実施して対席判決で終局したワ号事件)

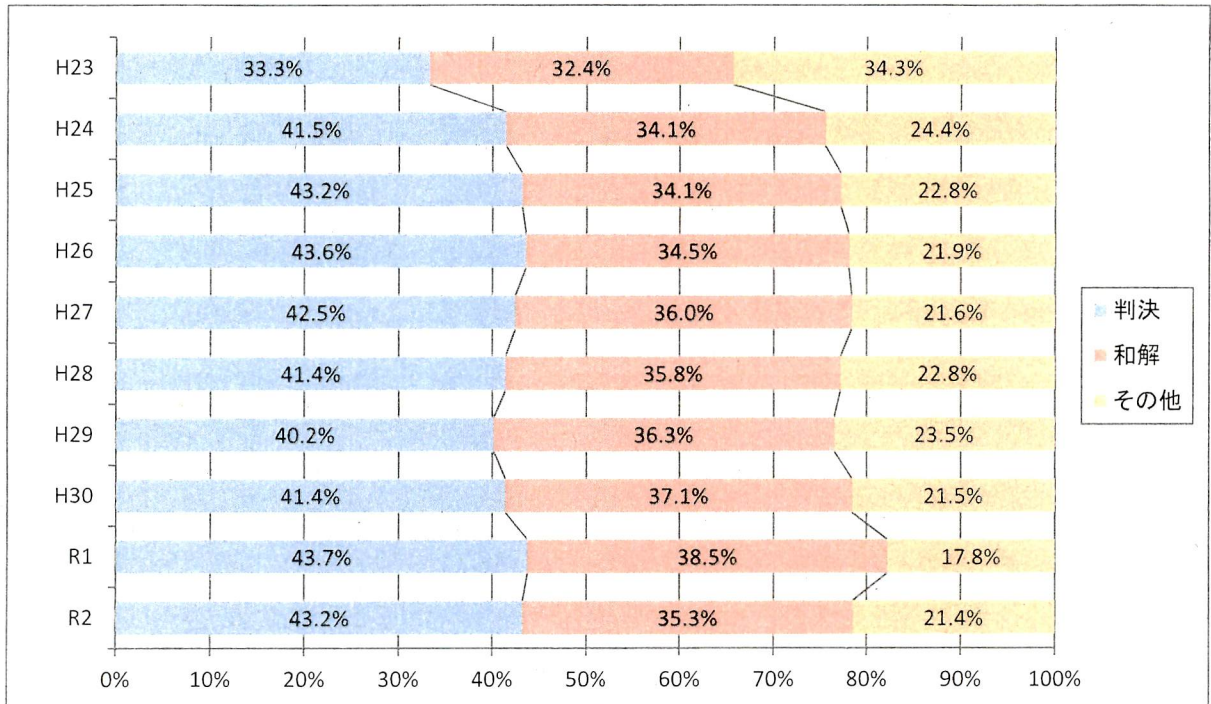


⑥ 平均期日回数及び平均期日間隔の推移 (人証調べを実施して対席判決で終局したワ号事件)

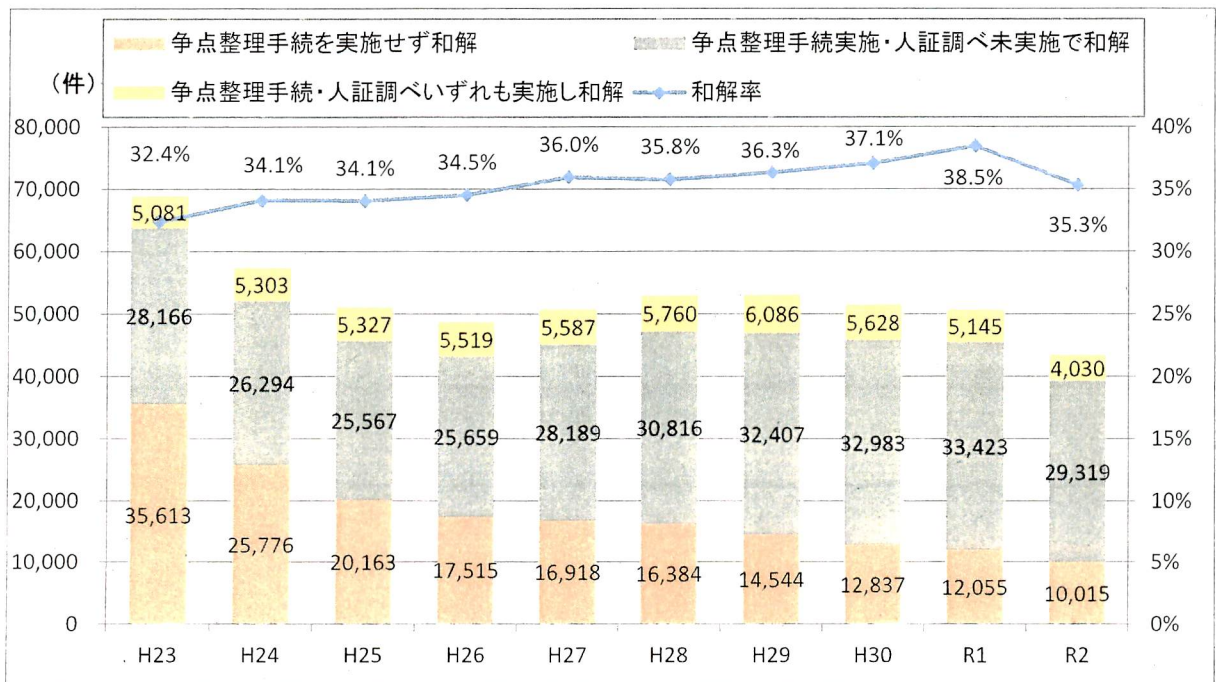


²各手続段階別の数値は、裁判所で一般に公表している代表値ではなく、実数値(N値)を用いている。そのため、各手続段階の平均期間の合計値は、代表値を用いた平均審理期間の数値と合致しない。

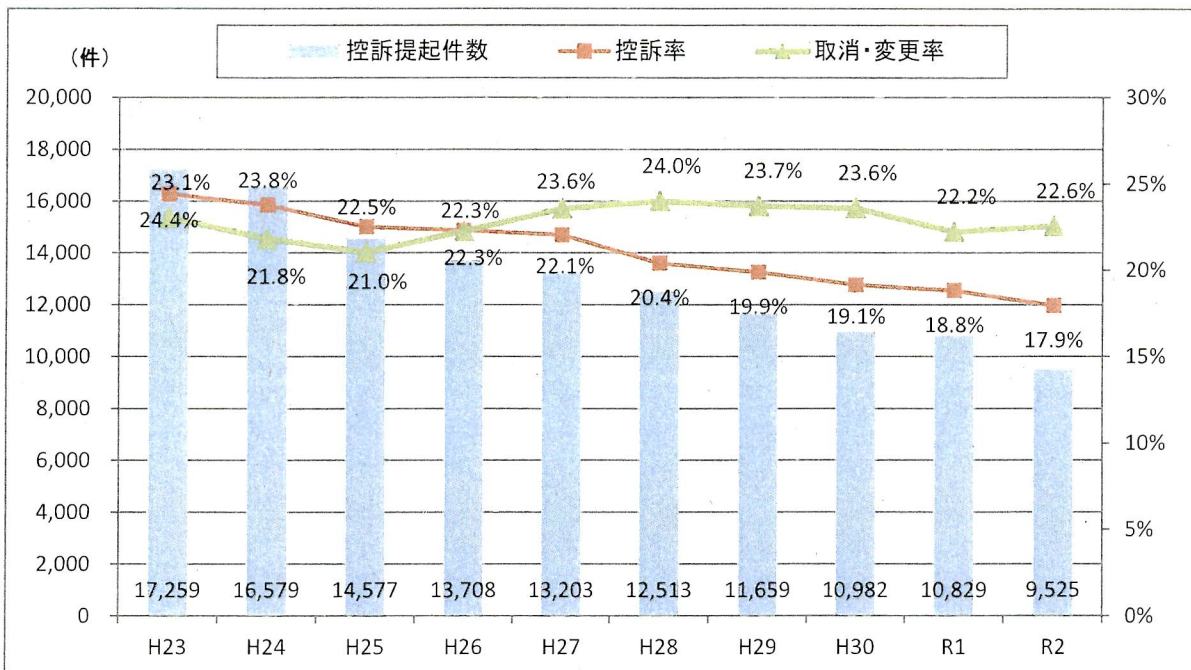
⑦ 終局区分別の事件割合の推移（ワ号事件）



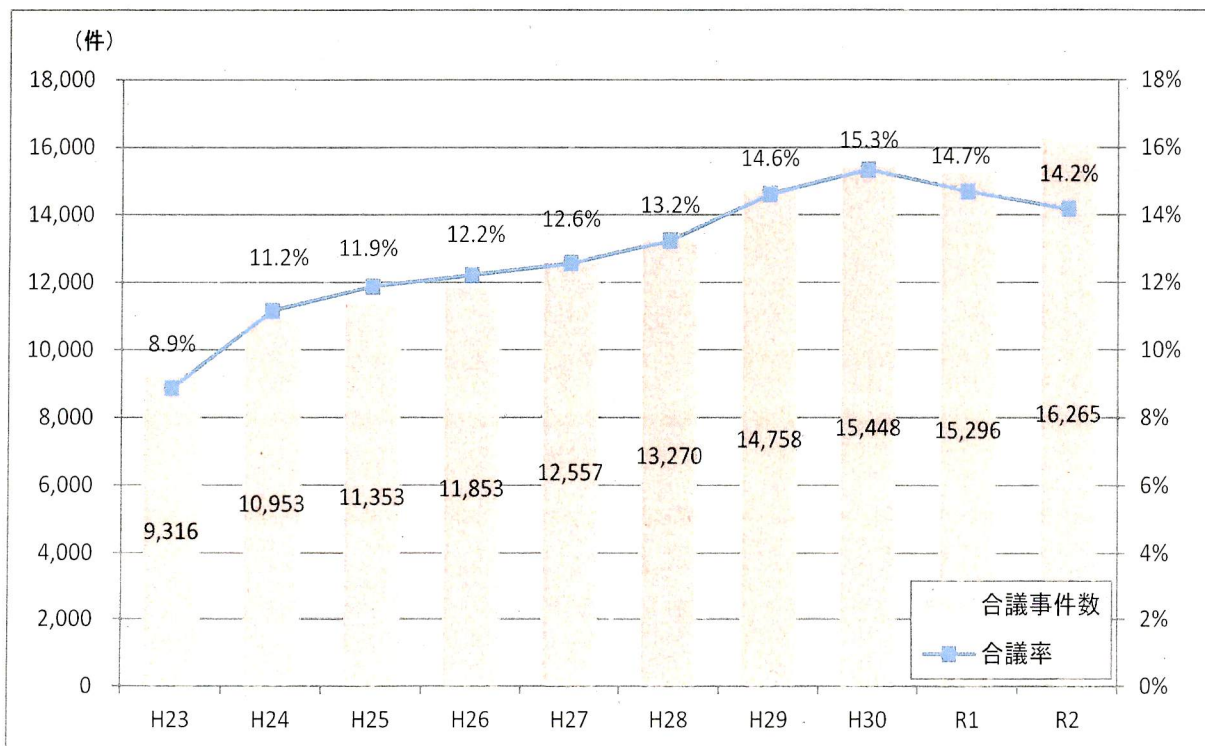
⑧ 和解率等の推移（争点整理手続実施別・人証調べ実施別（ワ号事件））



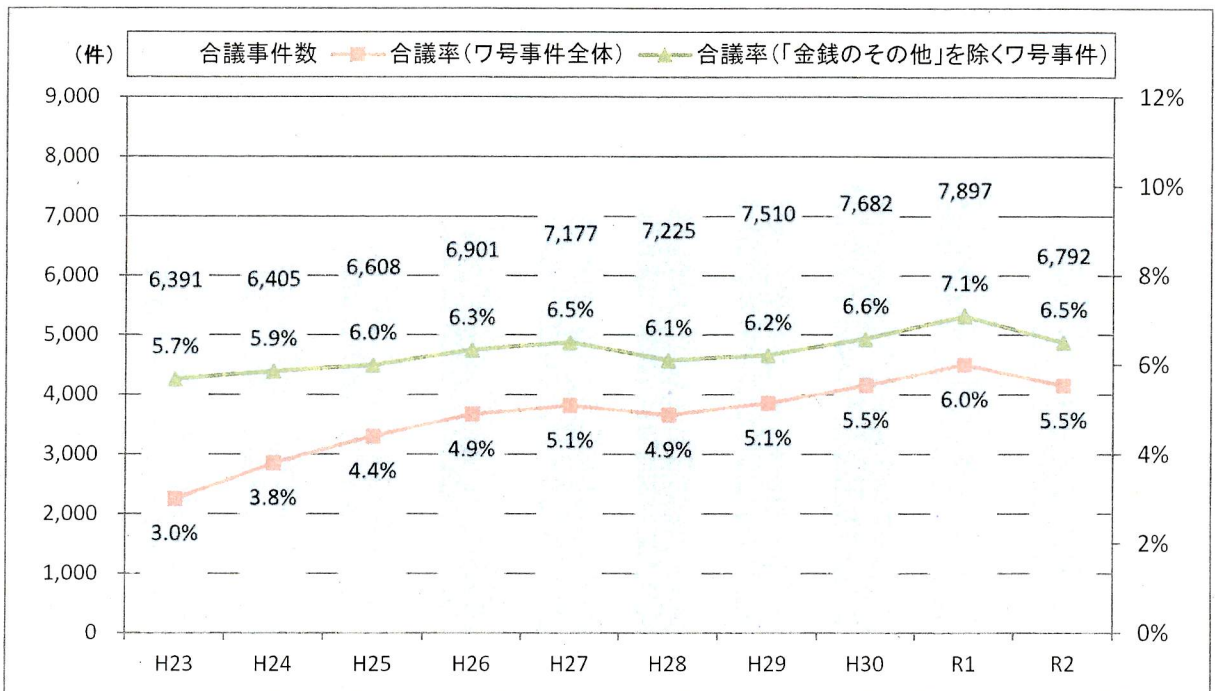
⑨ 控訴提起件数及び控訴率（ワ号事件）並びに取消・変更率（ネ号事件）の推移



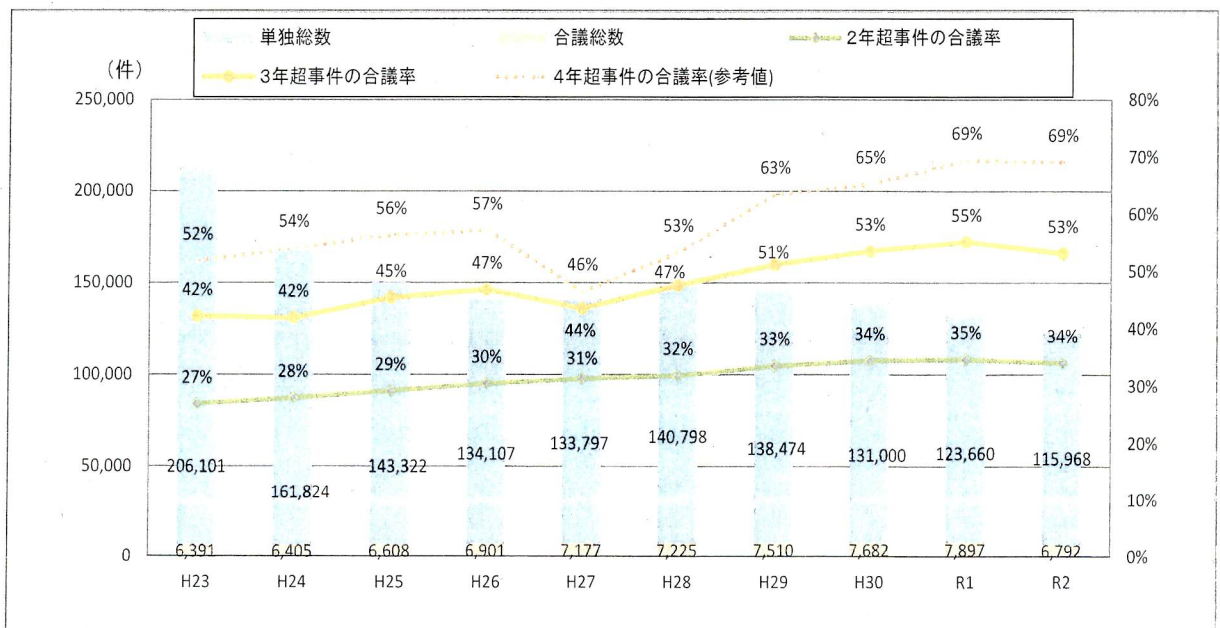
⑩ 未済事件の合議件数及び合議率の推移（ワ号事件）



⑪ 既済事件の合議件数及び合議率の推移（ワ号事件）



⑫ 合議・単独別の既済件数並びに審理期間2年超及び3年超の合議率の推移（ワ号事件）



過去の協議会等の協議結果中の協議事項関連部分

この資料は、過去の民事事件担当裁判官等協議会等の協議結果から、本協議会の協議事項と関連する部分を抽出したものである。

協議事項1 現在の民事訴訟をめぐる課題及びこれを踏まえた改善の方向性について

第1 民事訴訟の利用者からの期待について

民事訴訟の利用者は、裁判所に紛争解決機関としてどのような要素を期待していると考えられるか（迅速性、判断の説得性など）。

- 結論の正しさ
- 判断の質
 - ・適切な経験則に基づく的確な事実認定
 - ・類似事案においても解決基準となるような通用性の高い判断
- 手続保障
 - ・当事者に主張立証の機会を適切かつ公平に与えること
 - ・審理の過程で当事者に対して裁判所の考えを十分に説明していくこと
- 審理期間
 - ・迅速な紛争解決は裁判の質の一部
- 上記各要素の重点の置き方は事案によって異なる。

第2 現在の民事訴訟の課題について

第1で検討した期待を踏まえると、現在の民事訴訟の審理運営にはどのような課題があるのか。また、それはどのような要因によるものか。

- 争点整理の課題
 - ・審理の早期の段階で事案の全体像を把握し、審理の土台を作れず、真の争点に当事者の攻撃防御を集中させて不要な主張や立証の提出を防止したり、迅速で充実した審理を実現できていない。
 - ・活発な口頭議論を通じた争点の絞り込みができていない。
- 上記の要因
 - ・弁護士側の準備不足、口頭議論により裁判上の自白を採られたり不利な心証を抱かれたりすることへの警戒感
 - ・裁判所側の準備不足、口頭議論の前提となる法的判断枠組みの設定という役割を十分に果たせていなかったりすることがある。
 - ・事件が複雑困難化する中で、争点整理の技法や工夫が裁判官の間で十分に共有・承継されていない。
 - ・民事訴訟法施行当時の議論を直接体験していない世代が増えて、充実した争点整理を行うという気概が薄れてきている。

第3 民事訴訟の審理運営の改善をもたらす効果等について

民事訴訟の審理運営の改善は、裁判所に期待される上記各要素との関係で、どのような意義と効果をもたらすものと考えられるか。裁判所にとってはどのようなメリットをもたらすか。

- 解決の内容面の向上，審理の効率化・迅速化
 - ・争点等について円滑な認識共有が図られないと，当事者の主張が散漫になって争点整理期間が長期化するだけでなく，尋問のポイントが絞られなかったり，紛争の実相を捉えていない表面的な判決や不意打ち的な判決がされて当事者に不満が残ったりするなど，裁判の質が低下する。

協議事項2 民事訴訟の審理運営の改善のための具体的な取組について

- 争点整理の目的
 - 単に当事者が争っている点を明らかにするものではなく，判決等による紛争の適正・迅速な解決を目指して，要件事実及び証拠の存在を意識しつつ判断に必要な点を明確にするプロセス
- 審理運営の改善の取組における視点
 - ・争点整理の目的や具体的な在り方について裁判官の間で共通認識を形成し，取組によって目指すべき目標を共有することが必要
 - ・口頭議論の活性化や当事者との認識共有といった審理運営上の具体的な取組を，それらが争点整理にどのように有用かを位置付けた上で，各自の訴訟運営についての考え方も反映させつつ，個別の事件における具体的な実践として活用すべき。
- 民訴法，民訴規則の規定の活用
 - 現在あまり利用されていない民訴法や民訴規則の規定の中には，充実した争点整理に有用な規定もあり，争点整理手続の改善の多くは，現行法規を活用することなどにより実現できる。

第1 審理の早期の段階で事案を把握するための工夫について

- 取組の目的
 - ・早期に事案を把握
 - ・争点整理の要否・深度の振り分け
 - ・不要な主張，立証の提出（拡散）の防止
- 1 訴え提起から第1回期日等までの工夫
 - 訴状審査，参考事項の聴取
 - ・事前交渉の有無，被告の応訴の見込み，予想される争点を踏まえた補正
 - ・書記官・裁判官の間で，連携・協働について議論
 - 弁護士会への働き掛け

- ・補正が必要ない訴状の提出, 充実した認否・反論の記載された答弁書が提出されるよう, 弁護士会に働きかけるべき。

2 争点整理の序盤の段階での工夫

- 序盤の期日等の持ち方の工夫
 - ・受任予定の被告代理人がいる場合, 早期の第1回口頭弁論期日の調整
 - ・第1回口頭弁論期日に代えて, 弁論準備手続期日等の早期実施
- 序盤の口頭協議
 - ・訴訟物, 主要事実, 基本書証の有無, 大まかな審理の見通し, 紛争の背景事情, 当事者の訴訟進行に関する意向等を聴取
 - ・当事者本人や担当者の同席

第2 審理の中盤で争点をめぐる主張・立証を整理していくための方策について

- 取組の目的
 - ・争点の取捨選択, 重み付けの認識共有 (議論の拡散の防止)
 - ・進行状況の可視化, 手戻りの防止
 - ・絞り込まれた争点につき, 必要な主張立証の整理 (かみ合わせ)

1 期日等の在り方

- 柔軟かつメリハリのある期日等の設定 (期日の要否も含む)
- 審理の計画等
 - ・審理の段階に応じた終局までの所要期間の認識共有
 - ・数期日先までの審理の予定に関する認識共有
 - ・策定した計画を調書に記載

2 口頭議論の活性化

- 一覧表, ホワイトボード等の活用
- ノンコミットメントルールの活用
- 口頭議論を行う事項についての予告

3 争点及び証拠の整理の経過の記録化

- 記録化のメリット
 - ・当事者との認識共有の結果として, 争点に絞った陳述書が提出され, 人証も争点に絞ったものとなる。
 - ・審理の逆戻りを防ぐことができる。
 - ・時機に後れた攻撃防御方法の却下の判断資料となる。
- 記録化の方法 (調書, メッセージ機能, メモ)

4 期日間準備の在り方

- 準備事項の具体的な指示（期日結果メモ作成等）
- 書面の督促の工夫（裁判官と書記官との連携・協働等）

第3 審理の終盤で主要な争点を確定し効果的な人証調べにつなげるための方策について

- 取組の目的
 - ・ポイントを絞った効率的な証拠調べの実施
 - ・不意打ち判決の防止
 - 争点整理の過程で作成した一覧表等の調書添付や、要約書面、総括準備書面の活用
 - メッセージ機能による争点の確認及び調書への記載

<h3>協議事項3 民事訴訟の審理運営の改善のための取組を共有するための方策について</h3>

第1 裁判所内部での取組の共有方法について

裁判所内部（庁内、支部、他庁）での取組の共有方法（裁判官同士、裁判官・書記官）として、どのようなものがあるか。

- 組織的取組の意義
 - ・争点整理の目的やそれを達成するための審理の在り方といった基本的な点について、改めて庁や部内において意識的に議論することが必要
- 庁内、本庁・支部間、近隣庁同士の意見交換、情報提供の機会の設定
- 模擬争点整理手続の実施

第2 弁護士会との連携・協働のための方法について

審理運営の改善のための取組に関し、弁護士会と連携・協働するための方法として、どのようなものがあるか。

- 弁護士会との意見交換に関する工夫
 - ・少人数のグループディスカッション形式や若手同士の意見交換の形式
 - ・裁判所・弁護士双方の参加者のアンケートをとり、双方の問題意識や関心事項を踏まえてふさわしいテーマを設定
- 結果の周知のための工夫
 - ・意見交換の概要を弁護士会報に掲載
 - ・弁護士会との意見交換の結果等を雑誌に掲載
 - ・弁護士会と共催で意見交換の結果を踏まえたシンポジウムを開催